

間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマス の証明に係る事業者認定実施要領

北海道森林組合連合会

第一 目 的

本実施要領は、北海道森林組合連合会（以下「道森連」という。）が令和7年1月28日に制定した「間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成21年2月13日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）、及び平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和6年4月改定）（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された「業界団体の評価・認定を得て行う証明方法」により、間伐材及び間伐材を原料としたチップ（以下「間伐材等」という。）の確認、及び発電利用に供する木質バイオマス（以下「木質バイオマス」という。）の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本実施要領に基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は道森連の会員を対象とするが、道森連または会員が特に必要と認める員外事業者についても、別記第7号様式で定める「推薦状」により推薦があったときは、会員に準じて認定を行う。

第三 事業者認定申請

1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記第1号様式の「間伐材の確認及び木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を道森連に提出しなければならない。

2 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、下記に定める認定手数料を速やかに納めなければならない。

認定手数料	会 員	無 料
	員外事業者	20,000円
	員外再認定	10,000円

第四 審査及びその結果の通知

- 1 道森連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 道森連は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定を受けようとする事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材ガイドラインで確認された木材・木材製品（以下「間伐証明材」という。）及び発電利用ガイドラインで証明された木質バイオマスのうち間伐材由来の木質バイオマス（以下「間伐バイオマス証明材」という。）又は一般木質バイオマス（以下「一般バイオマス証明材」という。）が互いに、かつそれ以外の木材・木材製品（以下「他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐証明材及び間伐バイオマス証明材又は一般バイオマス証明材が互いに、かつ他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐証明材及び間伐バイオマス証明材又は一般バイオマス証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集、管理、伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 道森連は認定事業者に対して、別記第2号様式で定める「事業者認定書（間伐材・バイオマス）」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を道森連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定した年度から3年間以内とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材の出荷にあたって証明書を作成し、出荷先へ引き渡すものとする。
GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。
- 2 証明書は別記第 3 号様式で定める「間伐材、発電利用に供する木質バイオマス証明書」、または既存の納品書等に別記第 3 号様式と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記第 4 号様式で定める「間伐材の確認がされた木材、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材の取扱実績報告書」により、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年 6 月末までに、道森連へ報告する。
- 2 道森連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

道森連は、必要に応じて、認定事業者による間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業者は、道森連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど道森連に協力しなければならない。

道森連は、検査において適正でない事項が認められる場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第十 申請（認定）内容の変更、認定事業者の変更及び取消し

- 1 認定事業者は、申請（認定）内容の変更や認定事業者間の合併により変更があったときは、それぞれ別記第 6 号様式の「申請（認定）内容変更届」、「認定変更届」により道森連に届け出なければならない。
- 2 道森連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことが出来るものとする。
また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を道森連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 道森連が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないと。その他認定事業者が認定要件に適合しなくなったとき。

3 道森連は、認定を取消すに当たり、別記第5号様式で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 間伐材の確認及び木質バイオマスの証明に係る事業者認定の継続

事業者認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記第1号様式アで定める「間伐材の確認及び木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を道森連へ提出しなければならない。

附 則 この実施要領は令和7年1月28日から施行する。